



第 3 回沖縄県消防防災ヘリコプター導入 推進協議会（議案概要）

< 市町村長意見交換会 >



令和 5 年 6 月 9 日
沖縄県知事公室
防災危機管理課

第3回沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会（議案概要）

第1号議案：ヘリ基地整備について

【ヘリ基地整備検討WG】那覇市、沖縄市、南城市、恩納村、伊江村、浦添市消防本部、豊見城市消防本部、本部町今帰仁村消防組合消防本部、東部消防組合消防本部、中城北中城消防本部、国頭地区行政事務組合消防本部、ニライ消防本部

1 基地整備場所：沖縄県消防学校（中城村）とする。

理由：平成29年度より、計30箇所の適地調査を実施した結果、既存施設を利用でき、防災拠点として一体的な運用も図れることなどの優位性があり、最も適した場所である。

参考：住民説明会

- (1) 地域住民から騒音（夜間飛行含む）や電波障害等への懸念が示されたものの、強い反対意見はなかった。
- (2) 騒音や電波障害の対策など、1つ1つ必要な対応を検討し、住民の理解が得られるよう引き続き説明していく。

○適地調査について

消防防災航空センター（仮称）について勘案すべき主な要件	
項目	主な要件
土地条件	7,000㎡以上の空地
社会条件	<ul style="list-style-type: none">・ヘリポートの立地に対する規制（土地利用規則等）・ヘリコプター騒音、風害による周辺地域への影響・災害時における危険度（津波被害等）、物資・人員輸送等を考慮した場合のアクセス条件・周辺住民から理解を得やすい場所
運航条件	<ul style="list-style-type: none">・既存空域（管制圏、米軍訓練空域等との競合）・安全表面における支障物件、可能性の有無・不時着場の確保

上記の勘案すべき主な要件などを調査基準とし、候補地調査を行った。

第1号議案：へり基地整備について

○平成29年度からの調査箇所数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北部	3箇所	4箇所	5箇所	4箇所	4箇所
中部	1箇所	3箇所	0箇所	1箇所	1箇所
南部	0箇所	1箇所	3箇所	0箇所	3箇所

○那覇空港への整備検討について

上記の30箇所に加えて那覇空港についても、沖縄県消防学校等の候補地と比較検討した。

那覇空港は、海岸から近く海拔が低いことや用地確保が困難であることなどから、総合的に判断した結果、沖縄県消防学校を整備場所とすることを提案。

■調査箇所結果一覧		候補地として適さないと判断された理由					
		①	②	③	④	⑤	その他
平成29年度	大宜味村結の浜	○					
	大宜味村やんばるの家	○					
	大宜味村大保ダム	○					
	消防学校（中城村）						
平成30年度	消防学校（中城村）【再】						
	うるま市兼箇段					○	
	名護市農業大学校移転跡地					○	
	大宜味村結の浜【再】	○【再】					
	大宜味村塩屋				○		
	大宜味村津波					○	
	那覇市真地					○	
	北中城村屋宜原					○	
平成31年度	糸満市東里	○					
	糸満市摩文仁					○	
	名護市中山				○		
	恩納村真栄田①					○	
	南城市知念山里						
	宜野座村松田					○	
	金武町金武				○		
令和2年度	恩納村真栄田②		○				
	大宜味村大宜味		○				
	大宜味村大保				○		
	本部町伊豆味		○				
	本部町崎本部					○	
令和3年度	うるま市石川伊波					○	
	本部町豊原（上本部飛行場跡地）						○
	うるま市石川						
	南城市知念山里【再】						
	南城市佐敷新里（市役所駐車場）						○
	南城市知念知名			○			
	今帰仁村湧川					○	
	本部町北里					○	
本部町渡久地					○		
合計		4箇所	3箇所	1箇所	4箇所	13箇所	2箇所
① 必要面積が不足し適地ではないと判断された箇所							
② 周辺に森林が多く、飛行経路の設定ができないため適地ではないと判断された箇所							
③ 海拔が低く、塩害、高潮、津波被害が想定され、適地ではないと判断された箇所							
④ 大規模造成等が必要なため、適地ではないと判断された箇所							
⑤ 周辺立地状況（高圧線、鉄塔、住宅地、福祉施設、学校、病院など）に課題が多く、適地ではないと判断された箇所							
※「その他」は、候補地である自治体との調整の結果、候補地として適さないと判断							

【機体等整備検討WG】名護市消防本部、浦添市、豊見城市、うるま市、本部町、久米島町、竹富町、那覇市消防局、宜野湾市消防本部、石垣市消防本部、沖縄市消防本部、金武地区消防衛生組合消防本部

1 消防防災ヘリ機体の主要性能

(1) 航続距離

本島中部（「消防防災航空センター(仮称)」）から石垣空港まで、無給油で飛行できること。

(2) 座席数

座席数の要件は11名以上（操縦室含む）とする。

キャビン容積等（キャビンは操縦士席部分を除いた室内をいう。）は救急資機材を装備し、救急担架に患者1名を収容した状態で航空隊員や医師等5名が搭乗し、かつ、医師等2名が救命救急処置を行えるスペース（5㎡以上）を有すること。

(3) 最大離陸重量

最大離陸重量7t以下であること。沖縄県内の医療機関屋上ヘリポートに離着陸が可能な性能を有すること。

(4) 救助ホバリング性能

県内最高峰の於茂登岳（石垣市）526mで救助活動ができる性能を有すること。

2 消防防災ヘリに必要な装備資機材

(1) 医療用担架

全国の消防防災ヘリも医療用担架は100%装備されているため、救急搬送の需要が多い本県においても必要資機材と考える。

(2) 救助用ホイスト

全国の消防防災ヘリも救助用ホイストは100%装備されているため、必要資機材と考える。また、その他の関連資機材（ホイスト監視用カメラ等）も仕様を含める。

(3) 空中消火装置

他県でも有効活用している消火バケツ（手動式2式、電動1式）を仕様を含める。消火タンクについては、未装備で進める。

(4) 情報伝送装置

他県防災ヘリで導入実績が豊富なヘリテレを装備する方向で進める。ただし、新たな映像伝送システムも開発されているため、引き続き詳細を調査し検討する。

■仕様検討の流れ

緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付対象となる標準的な機体

※参考1) 消防防災ヘリコプターの航空隊員等の教育訓練の実施について

※参考2) 消防防災ヘリコプターの航空隊員等の教育訓練等に関する調査研究報告書

主な活動内容

※H29年度沖縄県消防防災ヘリコプター導入に係る調査検討報告書より

ア 救急活動 イ 救助活動 ウ 情報収集活動 エ 災害応急活動

オ 火災防御活動 カ 広域航空消防防災応援活動

キ 災害予防活動 ク その他の公的業務への活用



ヘリ機体の主要性能検討

航続距離

座席数

最大離陸重量

救助ホバリング性能

主要装備品の検討

救急資機材

救助装置

情報収集・伝送装置

消火資機材

・整備・地上支援・その他

■大型機、中、小型機の比較評価

	騒音の影響	ダウンウォッシュや救助ホバリングの高度	狭い場所や病院ヘリポートへの着陸	初期・運航の経費	航続距離	キャビンスペース	搭乗人員	搭載量(重量)	エンジン出力
	環境への配慮		ドクヘリ補完等の優位性	経費負担	守備範囲の優位性	救助・人員物資輸送活動等の優位性			
小型 (10人以下)	○ 影響小	○ 影響小	○ 容易	○ 低額	× 短い	× 狭い	× 少ない	× 少ない	× 小
中型 (11人～20人)	↑↓	↑↓	↑↓	↑↓	↑↓	↑↓	↑↓	↑↓	↑↓
大型 (21人以上)	× 影響大	× 影響大	× 困難	× 高額	○ 長い	○ 広い	○ 多い	○ 多い	○ 大

上記の評価については、一般的な比較評価であり、ヘリ機種性能や装備資機材などによって異なる場合はある。そのため、各機体の持つ性能を詳細に分析・検討し機種選定を行う必要がある。

1 航空隊員の人数：隊員の人数は9人とする。

2 航空隊員の派遣

- (1) 派遣期間：原則3年程度とする。（ただし、運用当初は2年と4年も組み合わせる。）
- (2) 派遣対象：全消防本部を対象とする。
- (3) 派遣頻度：次表のとおりとする。※先島地域等は負担軽減する。

規模（職員数）等	頻度	対象消防本部	当初（R7）派遣数
200名以上	毎回（2名）	那覇市	那覇市消防局から2名
80名以上200名未満	2回に1回（1名）	沖縄市、宜野湾市、浦添市、うるま市、東部、島尻、比謝川	4消防本部から各1名
80名未満	3回に1回（1名）	名護市、糸満市、豊見城市、国頭、本今、金武、中北	3消防本部から各1名
先島地域等	4回に1回（1名）	石垣市、宮古島市、久米島町	なし

3 航空隊員の身分等の取扱い

- (1) 隊員の身分：県職員との併任扱いとする。
- (2) 勤務条件：服務、勤務時間、休暇及び勤務条件等については、県の関係規程に基づく。
- (3) 人件費等に関する県、市町村の負担範囲
 県：時間外勤務手当、特殊勤務手当、旅費等の活動に係るもの（県の関係規程に基づき支給）
 市町村：上記以外の給与（市町村（派遣元）の関係規程により支給）
- (4) 共済組合の取扱い：市町村の共済組合の組合員。市町村が事業主負担分を負担する。

4 市町村負担金の負担割合

- (1) 負担割合：均等割30%、人口割30%、消防費に係る基準財政需要額割40%とする。
- (2) 先島等負担軽減：時間的制約から運航制限の大きい市町村（石垣市、宮古島市、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町）においては、別途、減額措置を講ずる。
 ※減額措置の内容：減額対象は、人口割及び消防費に係る基準財政需要額割で算出される額とし、現地活動可能時間の比較から負担軽減すべき割合を算出する

1 県による市町村（運航連絡協議会）への財政支援について

○要望額：8,975,000円

○使 途：市町村応分負担の軽減＋派遣元市町村への助成

全国におけるヘリコプター運航調整交付金を活用した市町村の支援状況を踏まえ、運航制限のある市町村（与那国町、竹富町、石垣市、宮古島市、多良間村、北大東村、南大東村）の負担軽減に伴う他の市町村の応分負担相当額を助成し、また、派遣元市町村（消防本部）にも助成する。

1 運航体制等

(1) 安全対策

国が示した「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を踏まえ、運航規程の整備、運航責任者及び運航安全管理者の配置、二人操縦士体制等、必要とされている安全対策を講じていくことを確認。

(2) 緊急運航要請

要請から出動決定まで迅速に判断できるよう、緊急運航に係る要件、基準、手続等を確立するため、「沖縄県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」を策定することを確認。

(3) 運航形態

運営主体自ら操縦士、整備士を賄う「自主運航」と、これらを委託する「民間委託」について、運休することなく、安定的に運航するには、委託運航が望ましいとする方針を確認。安全面や安定的な運航に配慮し、仕様を定める必要があり、更なる検討を進める。

(4) 消防防災ヘリの救急活動

救急活動に対する消防防災ヘリのニーズは高く、全国では積極的に活用されている。本県の救急救命体制を充実させるため、救急活動における出動基準の策定（「沖縄県消防防災ヘリコプターの救急業務に関する取扱細則」）及び医師搭乗体制の確保やドクターヘリ等との連携・役割分担などの検討を進める。

(5) 運航不能時の対応

本県における運航不能時の対応方法は、これまでの枠組みを活用した県内他機関ヘリによる対応が現実的であり、これらの関係機関と調整を行う。

2 要綱等の整備

「沖縄県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「沖縄県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」、「沖縄県消防防災ヘリコプターの救急業務に関する取扱細則」について検討を進め素案を作成済み。

3 航空隊員の派遣基準

(1) 派遣基準

隊員共通に求める資格要件及び隊長、副隊長、隊員について、階級、年齢等の派遣基準の検討を進め素案を作成済み。

(2) 救急救命士の確保

航空隊に確保する救急救命士数、確保に関する取り決め、派遣元の決定方法等の検討を進め素案を作成済み。

4 教育訓練等

国の通知に基づき、訓練種別と訓練の時期、必要な訓練期間を確認。派遣開始年度の年間計画案を作成済み。